

会 議 録

会議の名称	平成27年度(2015年度)第1回学校教育審議会		
開催日時	平成27年(2015年)10月28日(水) 18時30分～20時10分		
開催場所	豊中市教育センター 研修室1, 2	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課 計画係	傍聴者数	3 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	安家委員、岩崎委員、上田委員、大寺委員、河崎委員、寺嶋委員、永井委員、中川委員、服部委員、伴野委員、東前委員、福盛委員、藤井委員、松村委員、山本委員、吉田委員	
	事務局その他	大源教育長、上杉教育監、福田資産活用部長、足立政策企画部長、松田市民協働部長、小川次長、林次長、島野参事、鈴木参事兼学校教育課長、山野参事兼教職員課長、六嶋参事兼児童生徒課長、石井人権教育課長、玉富生涯学習課長、田中教育センター所長、小嶋教育総務課主幹(施設管理担当)、岡本教育総務課主幹(調整担当)、浅田教職員課主幹(人事担当)、藤原学校教育課主幹(学力向上担当)、長坂学校教育課主幹(計画担当)、藤原学校教育課主幹(保健体育担当)、森脇学校教育課主幹(学務担当)、岸田生涯学習課主幹(青少年担当)、西谷少年文化館長、田中南部地域連携センター長、別所教職員課主幹(労務管理担当)、江川走井学校給食センター所長、太田学務係長、栗山主査、山本事務職員、中辻事務職員	
議題	<ul style="list-style-type: none"> ○会長、副会長の選出 ○東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について ○南部地区(庄内地域)の課題解消に向けた取り組みについて 		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議会事務局 失礼します。定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回豊中市学校教育審議会を開会いたします。

開会に際しまして、審議会の成立要件についてご報告いたします。

豊中市学校教育審議会規則第7条の規定では、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。現在の委員数は19名で、本日15名のご出席がございますので、過半数を満たしており、審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元に次第の差しかえ分と、追加の参考資料を1部用意させていただいております。「資料1：東泉丘小学校の課題の解消に向けた取り組みについて」が1部、「資料2：庄内地域における「魅力ある学校づくり」の基本的な考え方について」が1部、また、本日の参考資料といたしまして、「豊中市学校教育審議会規則及び委員名簿（平成27年（2015年）6月1日現在）」が1部、「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要（文部科学省）」、「平成27年度（2015年度）教育行政方針」、「教育に関する事務の点検及び評価報告書（平成26年度（2014年度）実施分）」、「平成27年度（2015年度）教育要覧」、「市立小・中学校に関する基礎データ（平成27年（2015年）10月改訂版）」、以上の資料がお手元にありますでしょうか。

また、当審議会は原則公開となっておりますことをお断り申し上げます。

なお、本日傍聴者は3名いらっしゃいます。傍聴される方につきましては、入場時にお渡しいたしました傍聴人心得をお読みいただき、静粛に傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。

では、次第に従いまして、教育長の大源からご挨拶申し上げます。

教育長 改めまして、皆さんこんばんは。教育長の大源でございます。

皆様方におかれましては、お忙しいところ本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、新たな委員の皆様方におかれましては、委嘱させていただいた際に本当に快くお引き受けいただきまして、改めまして厚くお礼を申し上げます。

本日は本年度の第1回目ということでもございますし、また新しい任期での第1回目ということで、この間、教育委員会にかかわる動きとしまして、ご存じだと思いますが、大津市のいじめ事件等、いろいろな背景から教育委員会制度そのものを改革するというので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、この4月1日から施行されております。本市におきましては、これまで教育委員会の代表でありました教育委員長と事務の統括をしておりました教育長を一本化する「新教育長」ということで、私、この4月1日から新しい教育長に任命されております。任期は3年で、もう半年経過いたしました。豊中の教育の向上のために誠心誠意努力してまいりますので、是非よろしくお願いいたします。

また、この制度改革の一環で、市長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」というものをこの間進めておりまして、「教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の作成に向けて、この間、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントを行っているところです。大綱の素案におきましても、「子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます」ということをお示ししているところでございます。

さて、学校教育審議会におきましては、平成25年5月に「学校規模と通学区域に関

する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」ということで答申をいただきました。そして、その答申を踏まえまして、平成26年4月、市として「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を策定いたしました。この間、この基本方針に基づきまして、喫緊の課題である南部地区や、また大規模校と小規模校が混在する千里地区を中心に検討を進めてきたところです。

本日は改選後初めての審議会ということでございます。子どもたちの教育環境の一層の充実を図るべく、学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けて、委員の皆様のご意見の賜りますればというふうに考えております。

結びになりますけれども、委員の皆様におかれましては、今後とも本市教育行政の発展に特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議会事務局 ご清聴ありがとうございました。

本日の会議は委員の皆様のご任期が改まりましてから初めての審議会でございますので、会長、副会長を互選いただくこととなります。新たな会長が選出されるまでの間、豊中市学校教育審議会規則第6条の規定に従いまして、教育長が仮に議長を務めさせていただきます。

教育長 それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮に議長を務めさせていただきます。次第の2、本日ご出席いただいております委員の皆様を事務局よりご紹介させていただきます。

審議会事務局 そうしましたら、お手元の参考資料「豊中市学校教育審議会委員名簿」の順に従いましてご紹介申し上げます。

(委員の紹介)

教育長 どうもありがとうございました。どうぞ委員の皆さんよろしくお願い申し上げます。では続きまして、次第の3、最初の議案でございます、議案(1)「会長、副会長の選出」に移りたいと思います。豊中市学校教育審議会規則第6条の規定により、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。まず、会長の選出につきましてご意見、ご推薦などございましたら順にご発言をお願いしたいと思います。

A委員 お名前を拝見いたしておりますと前会長が引き続きいてくださっており、いろいろと知識も豊かでございますので、是非、山本前会長にお願いしたいと思います。

教育長 今、会長を山本委員にお願いしたいということでご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、山本委員を会長に決定いたします。会長が選出されましたので、これで仮議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

山本会長 山本でございます。よろしくお願い申し上げます。引き続きということで、手を貸していただかなければならないことがあるかと思っておりますけれども、皆さんに支えていただきながら議事を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、議事を進めたいと思っております。ここで副会長の選任ということですが、どなたかご意見、ご推薦などをいただければと思います。いかがでしょうか。

A委員 前回の副会長の服部委員がおられますので、推薦いたします。

会長 よろしいでしょうか。私も服部委員にお願いしたいと思いますので、副会長を服部委員にお願いするということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 では、服部委員、よろしくお願ひします。私、先ほどご挨拶申し上げたんですが、服部委員も一言ご挨拶お願ひします。

服部副会長 引き続き、微力でございますけれども、豊中の学校現場の中で校長も経験させていただいたということで、わずかな経験でございますが、それを生かすことができればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

審議会事務局 すみません、会長、本日傍聴の方がいらっしゃいます。

会長 傍聴の方がいらっしゃいますが、傍聴の方に審議会終了後に回収することを前提に資料を貸し出すということで差し支えないでしょうか。よろしいですね。

(異議なし)

会長 異議なしということなので、資料の配付をお願ひいたします。

では、議案(2)「東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について」ということで、まずは事務局から説明をお願ひいたします。

審議会事務局 そうしましたら、議案(2)「東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について」、教育長よりご諮問申し上げ、ご審議いただきたいと存じます。

教育長 東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更について(諮問)、東泉丘小学校における学校規模と通学区域に関する課題を解消するため、下記のとおり通学区域を変更することについて、貴会のご意見をお諮りします。よろしくお願ひいたします。

会長 ただいま教育長から諮問いただきました。この諮問の内容について事務局のほうから内容を説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

審議会事務局 失礼いたします。学校教育課学務係の森脇でございます。よろしくお願ひいたします。今回諮問申し上げました東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更につきましてご説明申し上げます。お配りしております資料1「東泉丘小学校の課題の解消に向けた取り組みについて」をご参照ください。

東泉丘小学校におきましては、同校の通学区域内での大規模な住宅開発の進行に伴い児童数が増加し、昨年9月に教育委員会事務局で作成いたしました児童・生徒数の将来推計におきまして、資料1の1ページにお示ししておりますグラフのとおり、平成29年度以降、余裕教室数がマイナスに転じ、明確に教室不足が見込まれる状況となりました。また、同校は第十五中学校と第十七中学校に分かれて進学する分割課題も抱えております。

この課題の解消に向け、本審議会から頂戴いたしました平成23年4月の「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」(答申)及び平成25年5月の「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」(答申)を受け、昨年4月に教育委員会にて策定いたしました「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に沿い、昨年11月から具体的な対応方策の検討を進め、施設の増築案と通学区域の変更案に関し、さまざまな観点から比較検討しました結果、施設の増築案より通学区域の変更が望ましいと判断したものでございます。なお、この間の検討状況につきましては、本年2月に開催されました本審議会におきましてご報告申し上げたところでございます。

資料1の1ページ、中ほどにお示ししております「2、教育委員会の通学区域変更案について」をご覧ください。また、4ページに「5、周辺地図」を示しておりますので、あわせてご参照ください。

通学区域変更案の内容といたしましては、東泉丘小学校の通学区域のうち、新千里南町3丁目を南丘小学校の通学区域に変更することにより、東泉丘小学校の教室不足の解消を図るものでございます。

実施時期につきましては平成29年4月とし、その時点で小学6年生となる新千里南町3丁目の児童につきましては、東泉丘小学校に卒業まで在学できることを原則としております。

次に、現在、新千里南町3丁目の児童が進学する中学校は第十五中学校としており、南丘小学校の児童が進学する中学校は第九中学校としておりますので、ただいまご説明いたしました変更案により、南丘小学校におきましては、第九中学校と第十五中学校に分かれて進学する分割課題が新たに生じることとなります。これを回避するため、新千里南町3丁目の児童が進学する中学校を現在の第十五中学校から第九中学校へあわせて変更するものでございます。

実施時期につきましては、先にご説明いたしました小学校の変更案により、新千里南町3丁目から南丘小学校へ就学する児童が初めて中学校へ進学することとなります平成31年4月とし、その時点で中学2年生、中学3年生となる新千里南町3丁目の生徒につきましては、第十五中学校に卒業するまで在学できることを原則といたしております。

さらに、この新千里南町3丁目の就学先学校の変更により、残る東泉丘小学校の通学区域のうち、東泉丘2丁目の児童のみが第十五中学校へ分かれて進学する状況となりますので、東泉丘2丁目の児童の進学先中学校を東泉丘小学校のその他の地域の児童が進学する第十七中学校へ変更することにより、東泉丘小学校の分割課題の解消を図るものでございます。

こちらの実施時期につきましては、新千里南町3丁目の児童の進学先を第九中学校へ変更する時期にあわせ、平成31年4月としております。

これらの通学区域を変更した場合の児童・生徒数及び学級数の推移につきまして、資料1の3ページに、昨年度作成いたしました児童・生徒数の将来推計をもとにグラフでお示ししておりますので、ご覧ください。東泉丘小学校におきましては、平成29年度以降に予測しておりました教室不足が回避できるものと考えております。また、南丘小学校におきましては、小規模課題であるクラス替えができない状況が解消され、各学年とも複数学級の設置が可能になると思われまます。中学校におきましては、第十七中学校に大きな影響は見られませんが、第九中学校の学級数が増加傾向に転ずる状況が見受けられ、この変更により、全学年が第九中学校へ通学する平成33年度以降の状況を注視する必要があると考えております。また、第十五中学校におきましては、生徒数、学級数ともに増加傾向を示しておりましたが、ほぼ横ばい状態となることが予測されます。

次に、本日お手元にお配りいたしました参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」の20ページをお開きください。

20ページの左側に東泉丘小学校の記載がございますが、こちらの内容につきましては、本年度作成いたしました将来推計に基づく状況をお示ししております。昨年度作成

した将来推計に比べ児童数、学級数ともに増加の幅が少なくなる結果となっておりますが、継続的に教室不足となる状況がうかがえます。

次に、本日お配りいたしました資料1の追加資料、グラフが記載されているものがございます。これは、先ほどご説明し、ご覧いただきました資料1の3ページのデータを本年度作成いたしました将来推計に基づき整理し直したものでございます。

さて、この児童・生徒数の将来推計でございますが、例年9月中の完成を目途に作成しておりますが、本年は事務作業が遅滞し、ようやく先週に完成した状況でございます。つきましては、この追加資料は取り急ぎ作成したものであり、内容の精査を終えておりませんので、暫定的に速報値としてお示しいたしておりますことをご了解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、東泉丘小学校の良好な教育環境を確保するため、新千里南町3丁目に在住する児童・生徒の通学先を南丘小学校、第九中学校へ変更するとともに、東泉丘2丁目に在住する児童・生徒の就学先を第十七中学校へ変更いたしたくご諮問申し上げるものでございますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

審議会事務局 学校教育課計画係です。資料1の5ページをご覧ください。

東泉丘小学校の課題の解消に向けて取り組みを進めてきた中で、教育委員会と関係部局で構成する検討会議において対応方を検討してまいりました。本日諮問させていただいた通学区域変更案をたたき台として、その事務局案をもとに説明会等を開催した経緯をお示した表となっております。4月25日、5月16日、5月30日に、東泉丘小学校、南丘小学校、第九中学校、それぞれ通学区域変更の対象となっている小・中学校の体育館をお借りしまして、説明会を行っております。この時点でいただいた意見を持ち帰りまして、改めて検討いたしました結果をもとに、7月19日、7月25日、7月26日と、同じ小・中学校において、もう一度意見交換会という形で実施させていただきました。

参加者数を見ていただきますと、1回目の東泉丘小学校では約120人の方にお越しいただきましたが、他の会場につきましては約20～30人となっております。2回目の意見交換会においては非常に少ないという状況もございましたことから、9月に事務局案を整理したプリントを作成して、関係する学校園、保護者、自治会、公民分館、校区社協等の地域団体の長等にお送りしました。お送りしたものは、1枚めくっていただいたところの「保護者の皆様へ」と書かれたお知らせプリントでございます。こちらは表裏になっておりまして、特に裏面ですけれども、「事務局案に係るQ&A」では説明会、意見交換会の時にいただいた意見をもとに事務局側の答えを整理して、お示したところでございます。6ページに主だった意見を載せておりますけれども、その中から抽出して、Q&A方式で掲載しておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、1問目としまして、東泉丘小学校の校舎を増築してほしいという意見をいただきました。増築も検討しましたが、今後も児童数が増加する見込みであり、校舎を増築しても、教育環境が本当によくなるのか疑問を感じるということで、望ましくないと判断しました。なお、東泉丘小学校につきましては、平成23年度に4教室を増築しており、さらに増築するのであれば運動場に建設するか、もしくはプールを壊してその場所に校舎とプールを合築するしか方法がなく、増築は厳しいという答えをさせていただ

ております。

続きまして、2問目としまして、新千里南町3丁目のマンション側の1番から12番と、戸建住宅側の13番から37番の境目の道路で線引きをすればどうかという意見もいただきました。マンション側のほうが圧倒的に子どもが多く、戸建側はほとんど子どもがいないという中で、子どもの数の問題であるならば、ここで線引きして、それぞれの地域が近い学校に通えばいいのではないかとといった意見もございました。ただ、これにつきましては、街区単位で通学区域を変更しますと、地域コミュニティや教育に関するコミュニティを分断してしまうことになり、望ましくないと判断し、事務局案のとおり提案しましたという答えを返しております。

次の3問目、東泉丘小学校の在校生を転校させずに新1年生から順番に変更すれば、在校生はそのまま今の東泉丘小学校で卒業でき、良いのではないかと意見もありました。しかし、新1年生から順番に変更すれば、昨今の登下校における危険性の問題として、交通事情による危険や、犯罪という面での危険も勘案し、特に変更当初は1年生だけが通学するという状況になることから、厳しいのではないかと考えました。また、同じ地域の子どもたちが異なる小学校に少なくとも5年間は通い続けるという状況が生じ、地域コミュニティや教育コミュニティの面で課題があるため、望ましくないと考えたということをお答えしております。

続いて4問目、東泉丘2丁目の通学区域を近くにある第十五中学校から、遠くなる第十七中学校になぜ変更するのかという指摘もございました。それにつきましては、東泉丘2丁目は1学年当たり大体10人前後、学年によりましたら10人を切る場合もあり、東泉丘2丁目の非常に少ない人数の子どもだけが第十五中学校に、そのほかの東泉丘小学校区の子どもたちが全員第十七中学校に行くということになりますと、分割課題だけでなく、進学後しばらくの間は精神的な負担が大きく、なかなか馴染めないなどの課題もあります。新しい環境でまた一から始めるということで、必要な力も身につくのかもかもしれませんが、皆が皆、適応できるのかという不安も含めて、今回は分割課題の解消という観点もございしますが、それに加えて少人数での進学に係る子どもたちの精神的な負担等も勘案し、全員で一緒の学校に行けるようにという変更案をお示しております。

次の5問目は、新千里南町3丁目の通学区域を第九中学校に変更すれば第九中学校が教室不足になるのではないかと指摘もございました。資料1の追加資料という形で、速報値でお示ししているグラフの第九中学校のところを見ていただきますと、平成33年度までの数字が出ております。平成31年度から1学年ずつ新千里南町3丁目の子どもたちが移ってきて、3学年の子どもたち全員が通学するのが平成33年度になります。点線の部分に変更後の人数で、生徒数は1,094人、学級数は35学級、この内訳は通常学級が29学級、支援学級が6学級ということになります。教室数は、多様な教育活動を行うには厳しい状況になることが見えております。ただ、現時点の将来推計で35学級だから教室不足になるのか、すぐに検討に着手しないといけないのかという点につきましては、平成27年度時点の将来推計で算出できる一番最後の年度である平成33年度の数値ですので、精度に問題がありますし、支援学級の子どもたちの数等によって学級数に誤差が生じる可能性もございます。それともう一点、平成33年度の35学級が本当にピークなのか、まだまだ増えてくるのか、そのあたりの見極めもしな

ければなりません。増築対応を考えると、どれだけの教室数が必要になるのか今時点では明確でなく、そういったさまざまな事情を勘案すると、この数字をもってすぐに着手しなければならないかという、まだそこまで至っていないのではないかというふうに思っております。

続きまして、子どもや家庭が抱える個別事情に配慮して、指定校変更などに対応してほしいという意見、これにつきましては、例えば障害のある方や、支援の必要な方が、新しい環境に移るときに不安を感じられるといったケースが考えられます。また個別にいただいている意見として、先ほどの東泉丘2丁目の方ですけれども、学年当たりの人数が非常に少ない中で、友達には皆年齢に近い兄弟がいるので、これまでの通例でいくと、例えばきょうだい関係のある場合は保護者の負担を軽減するという観点から指定校を変更するという可能性が考えられます。本日お示ししている資料1の2ページ「3、変更に伴う経過措置について」のきょうだい関係のところでは挙げており、例えば兄弟が平成31年・平成32年に第十五中学校に在学している場合、新1年生の弟妹も指定校変更の手続きにより第十五中学校に入学することが考えられます。そういったことを友達が選択した場合に、自分のお子さんだけが第十七中学校に行かなければいけないといった事情があり、何とかしてほしいという意見をいただいております。友達関係で指定校変更を認めるという事例は今までございませんでしたが、これから先、どういうふうに人間関係が変わってくるか、その子どもさん自身の成長度合いもわかりませんので、今時点で指定校の変更に関して友達関係にも配慮しますというお答えはできませんが、相談できる体制を整えたいという答え方になっております。

最後に、よく聞かれたのは、豊中市が進めようとしている小中一貫教育とはどのような教育なのかということです。特に東泉丘2丁目の通学区域変更については、小中一貫教育をこれからより一層展開していくために、分割校の解消を図るといふねらいもありますと説明しておりましたので、その間ということになります。これにつきましては、9年間を見通して小学校と中学校のつながりを重視し、中一ギャップ等の課題解消に向けて、小学校と中学校の連携を軸につなぐを強めていくことや、小学4年生までは基礎基本の定着を主眼においた学級担任制を、小学5年生から専門性の高い一部の教科で教科担任制を取り入れながらしっかり学んでいただけるように指導体制を構築することなど、小中一貫教育は必要性が高いということを説明させていただきました。

ほかにもいろいろ質問等がありましたが、主だったものはこういう形でお示しさせていただきました。

今後、どういうふうに進んでいくのかわからないという質問もございましたので、簡単な表を掲載しております。秋口に学校教育審議会に諮問し、事務局案を妥当と認める旨の答申をいただけたら、その答申を踏まえて、「学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則」を改正する予定をお示ししております。その後、仮に秋口に決まったとして、冬から平成28年度にかけて、通学区域変更の周知や、説明会等のときに皆さんが不安に感じておられた、例えば通学経路の安全確保、それから新しい学校に移る方の不安、受け入れる方の不安、そういったものを解消するために、例えば合同行事等による交流や、南丘小学校は子どもたちを一度に大勢受け入れないといけませんので、これまで使っていなかった教室を使えるように、例えば空調を整えるなどの施設面の整備を行い、平成29年度を迎えたいと考えていることをお示しさせていただきました。

ご審議の参考になればと思い、これまでの取り組みの中でいただいた意見とそれに対する事務局の考え方について説明させていただきました。長々と失礼しましたが、以上でございます。

会長 それでは、まずはこの諮問内容について、確認の質問をいただきたいと思います。新任の委員の方は、ピンポイントで議論する回なので少し大変だと思いますが、やりとりの中で理解していただけたらと思いますので、ご質問なりご確認なりは本当に遠慮なくいただければと思います。再任の委員の方も遠慮なくご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

B委員 新田小学校と新田南小学校はどこの中学校へ進学しているんですか。

審議会事務局 新田小学校、新田南小学校は第九中学校へ進学します。

B委員 第九中学校に行っているんでしょう。新千里南町3丁目の人は今現在第十五中学校ですか。

審議会事務局 はい。

B委員 新千里南町3丁目の方は第十五中学校に行っていて、東泉丘2丁目の方も第十五中学校に行っているということですね。そして、新千里南町3丁目の方は今後第九中学校に行くということですね。

審議会事務局 はい。

B委員 つまり、第九中学校が飽和状態になりませんかということです。まだ上新田地区の開発で集合住宅が大幅に増える予定になっているんですけどもね。それが全部第九中学校に行くとなれば第九中学校は飽和状態になって、第十五中学校は空き教室が出てくるのではないかなという不安があるんですが、その点いかがでしょうか。

会長 事務局、今のご質問は、第九中学校と第十五中学校のことについてということですが。

審議会事務局 ただいまの質問につきましては、先ほどご覧いただきました参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」、26ページの左側に第九中学校の本年度の推計値に基づいた推移をお示しさせていただいております。その表の中段に当たります余裕教室数の推移というところをご覧いただければと思います。これは通学区域変更がなく、現状のままで推移した場合の状況をお示したものです。平成30年度以降から1教室分ぐらい不足することが見込まれるというような状況があらわれておりますので、今委員からご指摘のありましたとおり、当然この状態に新千里南町3丁目の生徒が新たに入学されてくるということになりますと、恐らくこれ以上に教室不足が発生するおそれが出てくるかと思えます。

会長 第十五中学校のほうはよろしいですか。主に第十五中学校のことをご質問になられたね。

B委員 はい。ポイントは第九中学校で、そこが満杯にならないかという不安があるんです。

会長 第十五中学校はよろしいですか。

B委員 いや、第十五中学校は、逆に空いてくるのではないかと思います。今現在第十五中学校に通っておられる新千里南町3丁目の方は第九中学校に、東泉丘2丁目の方は第十七中学校に行かれるので、第十五中学校はかなり減ってくるのではないかという質問です。

会長 では、事務局から、第十五中学校のことについてお願いします。

審議会事務局 第十五中学校につきまして、まず現状の新しい推計で、通学区域を変更しなか

った場合、参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」の29ページ、第十五中学校を見てください。今年度の生徒数は581人、21学級で、今後、多少の上下はありますが、平成32年度、平成33年度と増えていく予測となっています。それが今年度の推計の数字でございます。一方、資料1の追加資料をご確認いただきますと、点線のほうが通学区域変更後の数字で、生徒数は547人、564人、553人、学級数も20～21学級の間で推移します。つまり平成27年度時点の数字と大きくは変わらないということになります。第十五中学校の小規模化を懸念されていたと思いますが、これから増えることが見込まれていた部分がなくなり、現状と同規模程度におさまる見込みでございます。ただ、ご指摘のとおり第九中学校のほうは非常に増えていきますので、両校に規模の差ができてしまうことにつきましてはご指摘のとおりかと思えます。

会長 よろしいですかね。

B委員 はい。

会長 では、ほかの点でもいかがでしょうか。

C委員 今質問がございましたように、やはり第九中学校の人数増加ということで、これは無視できないのではないかと感じるように感じております。現時点で、平成33年度は、このままいくと2教室足りなくなるというデータがございます。それに対して、今回新たに校区の見直しをすることによって35学級になりますから、6教室ぐらい足りなくなる、これはもう明確にこういう数字出てるわけです。それで、質問としましては、「施設利用の工夫等により、教室不足にはならないと考えています。」と回答されているのは、僕には少し理解できないんですが、その辺りはいかがでしょうか。

審議会事務局 実は、この第九中学校、今参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」の26ページをご覧くださいと思っているんですが、例えば今年度、平成27年度において27学級、845人となっています。その27学級の内訳は、通常学級が21学級、支援学級が6学級となっています。通常学級はもちろん63㎡の教室を1部屋使うわけですけども、支援学級につきましては、第九中学校では施設利用の工夫等という部分で、例えば1教室を2つに仕切って使用するというような使い方をしてしています。実際のところ、施設状況の「その他（普通教室タイプ）」というところに「会議室（1）、学習室（5）」と書いていますが、今年度は、学習室として5教室、会議室として1教室活用しておられます。通学区域を変更すると平成33年度に35学級、その内訳は、通常学級29学級、支援学級6学級となっております。これは将来推計を算出する際に支援学級の在籍者数や学級数は読めませんので、作成する年の支援学級数をそのままスライドさせて計算しているわけですが、それにしても通常学級で29学級というのは、1学年あたり9～10学級ということですから、厳しい状況であることはおっしゃるとおりです。

C委員 状況はわかりましたけど、それに対して何ら現時点での改善策を、ハードの面に関して考えておられないというのは、やっぱりちょっとまずいのではないのでしょうか。今言われたような施設、部屋の使い方を工夫するというだけではなく、ある程度面積等、そういった部分も考えていかないと。教育の質という意味で低下していく可能性もあると思えますので、その辺りは考えていただいたほうが良いと思います。

審議会事務局 全く放置するということではなく、当初に申し上げました「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を平成26年4月に定めておまして、その

中で、第九中学校につきましては、将来推計において教室不足が明確に見込まれた場合は検討に着手するという方針のもとで動いております。現時点において全くの白紙ですが、考えられる方法としては増築あるいは通学区域の変更となり、考えられる案について、メリット、デメリット等を整理して検討を進めます。その検討に着手するタイミングは今ではないと考えております。平成33年度に非常に厳しくなる、そこに向けて、平成27年度から5年、6年かけて検討するというのではなく、将来推計のぶれの部分もありますので、もう少し傾向を見極めさせていただきたいと考えております。

D委員 今諮問されているのは、東泉丘小学校の通学区域変更についてですね。事務局案では確かに、平成31年度から新千里南町3丁目の子どもたちは第九中学校へ進学する。以前の審議会でも、西丘小学校の進学先を第九中学校から第八中学校へ変更することについて議論がありました。逆に言えば、今第九中学校のことを考えると、今度は、そのほかのことも考えなければならなくなる。学校の通学区域は玉突き的なところがあり、1つ地域を動かしたら対象校の規模が大きくなる、これは当然なことです。中学校のことを考えると、その周辺の小学校についても考えなければいけなくなる。今、検討すべきは、新千里南町3丁目東泉丘小学校から南丘小学校へ変更することについての諮問ですから、まずその考え方を皆さんで統一してもらわないと。中学校まで話が膨らんでいくと、ますます範囲が広がって、諮問に対する答えがなかなか見えにくくなっていくと思うんです。中学校の通学区域変更も検討していくと、第九中学校の問題を解決してから東泉丘小学校等の通学区域変更を考えないといけいないのかということになると思うんです。まずはこの東泉丘小学校のことを先に考えていきたい。あの辺りをよく通るので知っていますが、学校が増築できないということになれば、やっぱり校区を変更しなければならぬ。今度また、東泉丘小学校の校区内に大きなマンションが建築されて、人口が増えたらどうするとか、なかなか議論がまとまらないと思います。まず今日は、できたら今諮問されていることに対しての、東泉丘小学校についての議論を優先的にやっていただかないと、だんだんと議論が拡散していくのではないかな。

E委員 確かに諮問されているのは東泉丘小学校の問題であるけれども、見通しを立てた時に、もうこの諮問をした時点で第九中学校の教室数が厳しい状況だという説明を受けると、私一委員として、非常に苦しい諮問の仕方ではないかというふうに個人的には思います。だから、やっぱり連動した形で、この諮問したことによって第九中学校はどうなるということも見通したうえで考えるべきではないかなというふうには感じます。

会長 私ども平成25年の答申で第九中学校についてはどんなふうな答申をしたかをもう一度事務局のほうから説明いただけないでしょうか。

審議会事務局 学校教育審議会におきましては、今後の方向性について、「第九中学校の通学区域である西丘小学校の通学区域を第八中学校の通学区域とすることにより、第九中学校と第八中学校の規模の差の縮小を図り、両校の教育環境の改善を図るとともに、将来的な第九中学校の教室不足を未然に回避することが望ましい。」、それから東泉丘小学校ですけれども、「東泉丘小学校の通学区域である新千里南町3丁目を南丘小学校の通学区域とすることで、南丘小学校のクラス替えができない小規模な状況を改善し、適正な規模とするとともに、東泉丘小学校の将来的な教室不足を未然に回避することが望ましい。その場合、分割校を増やすことなく、その解消をめざすという通学区域の再編の原則を踏まえて、進学する中学校は第九中学校とする必要があるが、第九中学校の教室

不足が懸念されることから、西丘小学校の通学区域の変更と合わせて検討されたい。」、このような答申をいただいております。

会長 少し解釈が違うかもしれませんが、今回のことは2年前の答申でも当然念頭にあったことです。南丘小学校は今小規模で教室利用に余裕がありますが、南丘小学校から進学する第九中学校は過大規模校になっていまして、2年前の答申のときには、第九中学校が過大規模校となったときには、隣接する第八中学校が随分小規模なので、西丘小学校の通学区域を第九中学校から第八中学校に変更することも考えながら答申したと思います。その流れの中で今回ご検討いただくことになっていると私自身は思っているところです。ですので、東泉丘小学校の通学区域変更と第九中学校の関連について初めてここで出てきたものではないことをご理解いただいたうえでご審議いただければと思います。だからといって2年前の答申を、絶対に守らないといけないうわけでもないですが、そういう経過をご理解いただきながらお話しいただければ思っているところです。

F委員 私はスクールカウンセリング等が専門ですのでその視点からみて、今回の事務局案は何よりも子どもたちの環境変化に一番配慮されている案という気はしました。子どもたちを中心に考えるのが私はいいと思います。もちろん平成33年以降の教室確保について、問題の先送りはよろしくないと思いますが、ただ教室不足になるまでに5年ないし6年スパンがあるのであれば、平成25年答申の際にも視野にあったと思いますので、例えば近隣の学校をどう活用するか等も踏まえ、これから検討を進めていかれるのがいいのかなあとと思います。コミュニティを壊さないとか、子どもたちのつながりを大事にしていくということはよく考えていらっしゃるという感じはしました。

G委員 第九中学校の件で1つだけ質問します。

参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」の26ページにございます第九中学校の一番下のほうに記載されている数字の件で、文科省の規定する生徒一人当たりの面積ですが、推計表を見ますと、平成31年から平成32年ぐらいで基準を満たさなくなるような面積ではないでしょうか。記憶が不確かなのですが、生徒一人当たりの基準面積は10㎡だったとして、運動場面積は9,900㎡なので990人がリミットなのかと思ったんですが、この記憶が正しいか正しくないかわからないので、質問でございます。よろしくをお願いします。

会長 事実関係はどうでしょうか。数字なので、しっかり見ていただいてご回答いただきたいと思います。

G委員 平成27年度の生徒数は845人ですし、下から2行目に書かれておられる必要運動場面積は8,400㎡と記載されているので、一人当たり10㎡という基準だったかなとっているんですが。

審議会事務局 恐らく中学校ですので、生徒一人当たりの基準面積は12～13㎡程度になると思います。

G委員 そういう基準であれば、平成31年、それから平成32年ぐらいから面積要件にひっかかってくるのではないのかという確認でございます。

審議会事務局 中学校設置基準を見ますと、720人以上については8,400㎡以上あれば大丈夫だという表は示されています。ただ、G委員からのご質問は、環境的に子どもたちに十分な広さがとれるのかという趣旨だと思いますので、それにつきましては、増え

れば増えるほど環境はよくないと考えられます。

G委員 先ほどおっしゃっておられましたね。はい、わかりました。ありがとうございます。

会長 他にいかがでしょうか。

副会長 東泉丘小学校の900人を超える児童数が、今後600人規模になってくるということは、子どもの育ちからすると一番有効的な人数ではないかと思います。一方で、中学校は1,000人を超えるという非常に厳しい状況が第九中学校にはあります。それはもう皆さんがおっしゃっているとおりだと思うんです。教育環境を考えると、小学生の育ちと中学生の適応能力というのを勘案した場合、いたし方ないかというふうには思うんですね。ただし、第九中学校の生徒数が1,000人を超える場合は、小学校の場合もそうですが、1,000人を超える学校規模の中で学校経営をしていくのは非常に厳しいです。それは教職員の管理も含めてですが、児童・生徒の管理もそうです。いろんな部分で掌握するのが非常に困難になってくる。それから、一つひとつの授業を実施するに当たっての余裕教室がないという厳しさ。それは多様な授業を展開するという方向の中で、分割授業をしたり、合同授業したりというような形で工夫する教室すらない状況があるということです。それは第十一中学校や第三中学校もそうでしょうし、上野小学校や南桜塚小学校もそうでしょう。そういう部分の条件を極力、見通しが立つものに関しては早目に対応していく必要があるでしょう。東泉丘小学校の課題は解消されたが、第九中学校が厳しくなるのであれば、校舎の増築なりいろいろな部分でできることを、早目の対応を打ち出してほしいと思います。それが第九中学校の環境を維持することになると思うんです。それともう一つ、事務局からの説明が不足していたことについて、教室を確保するために支援学級の教室を分割するという表現をされましたけども、これはいたし方ない中でやっていることであって、特別支援教育という中では、そこにいる子どもたちの環境を整える、一つひとつの教室を確保するというのは当然のことであり、その前提の中で説明が不足していたんだろうと解釈しております。事務局として教育環境の整備は、支援学級の子どもたちも通常学級の子どもたちも含めて一緒に考えていく必要があるため、そういう課題があるならば、やっぱりそこも解消していく努力をしていかないといけない。特に第九中学校に対して非常に負担が大きくなるわけですから、早目に検討することは必要だと思います。

会長 質問、確認と言っていたんですが、意見もご発言いただけたかと思います。いかがでしょうか、ご意見等ございますか。

H委員 僕は、第九中学校には毎年1回は寄せていただいておりますけど、結構広いように思います。校舎も確か低層でした。実際何㎡あるのかは承知していませんが、運動場も含めて面積は結構大きいように思うんです。ですから、やり方によっては校舎増築について、ある程度可能性はあるんじゃないかというふうに個人的には思うんですけどね。何度か行っておりますので。参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ」を見ますと、今一人当たりの面積ということになれば、できるだけ余裕があればいいと思いますけども、現状の中での選択肢としてはどうなんですかね。今後同時並行で考えていくとしても、とりあえず当面東泉丘小学校が課題ですので、個人的には、このQ&Aでも示されておりますので、こうした処方箋しかないのではないかと思います。

会長 今ご意見いただいている中で見ていたところでいうと、東泉丘小学校の課題については、追加資料の速報値では最初にお示しした資料のシミュレーション値よりも子どもの

人数は少なくなっているが、教育環境の改善のために校区変更は必要ではないかということで、今そういう意見が出ていたと思います。追加資料の速報値でもそういう必要性は認められる。その上で、今議論になっているのは、新千里南町3丁目の通学区域を変更することによって第九中学校の教育環境悪化の問題があるということです。審議会の中では、第九中学校の問題を切り離して、ここで答申を出すというのはちょっと苦しいのではないかと私は感じています。可能性として附帯事項として、「この通学区域変更に伴う第九中学校の教育環境について検討すべき。」なり、そういうことを附帯しながら今回の東泉丘小学校の通学区域の変更を認めるという結論で、今ここでの議論は集約できるのではないかと受けとめています。いや、違うということがあれば、おっしゃっていただいたら結構ですが、いかがでしょうか。よろしいですか。附帯の文言までは今正確に申し上げられないんですが。

B委員 南丘小学校の子どもたちは自動的に第九中学校に行くんでしょ。この辺りが問題なのかと思います。先ほどD委員が言われた、小学校だけの問題でも解決できると思いますが、南丘小学校に行けば自動的に第九中学校に行く、そうなれば第九中学校が飽和状態になるのではないかということです。東泉丘2丁目は、今現在第十五中学校に行っているのが今度は第十七中学校に変更されるんですね。だからその辺りについて、南丘小学校に行けば自動的に第九中学校となり、それを分割すると新たな問題が起きる、そのときに第九中学校は飽和状態ではないですか。新千里南町3丁目の方が南丘小学校に行くのはやぶさかではないけれども、第九中学校に行くときにまたもめるのではないかという懸念だけです。

会長 ですからその懸念について、この通学区域変更に伴って第九中学校の子どもが増える状況について教育委員会として検討ですね、「第九中学校の教育環境を維持向上させるための努力は図られたい。」といった文言になると思いますけれど。審議会として今日は第九中学校のことを考えずに審議しているわけではないし、これまでの議論はそういう話だったと思っていますが、いかがでしょうか。ご意見ないですか。それでは、この原案に附帯する文言をつけ加えるということで、細かい文言は私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは、本日諮問を受けた通学区域の変更については、認めることとし、附帯については、文言を事務局とも調整しますが、主旨としては第九中学校の環境に関わる附帯を記載するというので、この会議としては合意に至ったということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。

それでは、この答申書を作成しますので、しばらく休憩として、10分程度いただきたいと思います。今7時45分ですので、7時55分に再開予定としたいと思います。しばらくお待ちいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(休憩)

会長 再開します。

今お配りしているものは、一任いただきましたが、一応文言についてご確認いただいってから答申したいと思います。ここに書いている東泉丘小学校等の課題解消に向けた通

学区区域の変更について（答申）の、記の下ですけれども、「原案を妥当と認める。」、附帯事項として、「ただし、今回の通学区区域変更に伴い、第九中学校の良好な教育環境に留意されたい。」という文言でよろしいでしょうか。

（異議なし）

会長 それでは、私のほうで署名させていただいて答申とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、豊中市教育長大源文造様。豊中市学校教育審議会会長山本智也。東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区区域の変更について（答申）。平成27年（2015年）10月28日付で諮問された東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区区域の変更について、次のとおり答申する。記。原案を妥当と認める。附帯事項。ただし、今回の通学区区域変更に伴い、第九中学校の良好な教育環境に留意されたい。

以上、答申とします。よろしくお願いいたします。

教育長 ありがとうございます。先ほどの議論にもありましたように、ご指摘いただいた第九中学校の教育環境は大きな課題と認識しております。将来推計についても、確定値ではございませんので、その推移を見守りながら、ご指摘いただいた点を斟酌し検討してまいりますと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

では、続いての議案（3）「南部地区（庄内地域）の課題解消に向けた取り組みについて」ということに移りたいと思います。

まずは事務局のほうで説明ください。

審議会事務局 お手元の資料2をご覧ください。

今回、資料2につきましては、南部地区、とりわけ庄内地域における「魅力ある学校」づくりの基本的な考え方について、教育委員会を初めとする関係部局にお集まりいただいている検討会議において検討を進めているところですが、その中で基本的な考え方という部分につきましてご説明させていただき、お時間も非常に短い中ではございますが、ご意見をいただきたいと考えております。

庄内地域におきましては、平成25年5月に答申いただいて以降、小規模校が多く集まっているという課題、それから、庄内南小学校、千成小学校、島田小学校という3つの小学校が2つの中学校に分かれて進学するという分割課題、それから稲津町1丁目から3丁目は調整区域と申しまして、本来の指定校は豊島小学校と第十中学校ですが、その地域から新入学、あるいは転入学する際は近くの野田小学校を選択することができ、また、豊島小学校を選ばれた方については、中学校に進む際に第十中学校ではなく第四中学校を進学先として選ぶことができるという調整区域になっています。そしてもう1点、庄内地域におきましては、生活状況や学習状況など、そういったことが厳しい家庭、子どもさんたちが、ほかの地域に比べますと多くおられます。基本方針の中でも庄内地域における「魅力ある学校」づくりは喫緊の課題であり早急に取り組む必要があると述べさせていただいており、平成26年度から検討に着手しているところです。昨年度の取り組みといたしまして、「魅力ある学校」づくりワークショップを、庄内地域の6小学校区で保護者の方や、地域団体の方にご参加いただいて、魅力ある学校とは何かということについて、いろいろな切り口で考えていただきました。その中で、子どもたちにつけてほしい力として、例えば「考える力や判断する力、探求心や挑戦する気持ち

を持ってほしい」、「思いやりを持ってほしい」、それから「コミュニケーション力をもっとつけてほしい」、「協調性を養ってほしい」、「我慢すること、頑張ることも覚えてほしい」、「夢や希望、目標を持ってほしい」といったご意見を多数いただきました。子どもたち一人ひとりが夢や希望を抱いて将来社会で生きていくために必要な力や基礎を築けるように教育環境を整備するとともに、子どもたちの学びや育ちを支える教育活動等の充実を図る必要があるというふうに改めて認識した次第でございます。

今回、その庄内地域における「魅力ある学校」づくりについてどういうふうに我々が考えたかですが、今申し上げた教育環境の整備、主にこれはハード面と考えていただければと思います。もう一点、教育活動等の充実、これはソフト面ということになります。対応方策の方向性というところをご覧くださいますと、まず1点目、庄内地域の小・中学校を再編し、新たな「魅力ある学校」づくりに取り組みます。この再編という言葉ですけれども、これは、庄内地域に今ある6小学校、3中学校を全て閉校する、要するにこれまでの歴史に一旦幕を閉じてしまって、新しい学校をつくっていく。過去の歴史、経緯に引きずられることなく、新しい魅力ある学校、夢のある学校をつくっていくということが1つございます。ですから、小・中学校の数ですとか配置状況も抜本的に見直すということになります。

それからもう1つ、右側をご覧ください。ソフト部分ですけれども、対応方策の方向性の2点目、義務教育9年間を見通して、系統的、連続的な教育を行う小中一貫教育を柱とした教育内容の充実を図ります。これは先ほどの東泉丘小学校に係る議案でも説明しましたが、小中一貫教育とは何ぞやということが問われたところでございます。何度も申し上げますが、小学校から中学校のつなぎ、学びの連続性というところを注視するという点、それから特に1年生から4年生までと、5年生からそれ以降という学年区分の点で、中学校へ上がるにあたっての5年生からの部分は、専門的な分野の教科担任制や、ほかにも生活面で、例えば5年生の段階からクラブ活動に参加していくとか、そういったことを検討していけるのではないかとというふうに考えております。

それから2点目といたしまして、まずハード部分につきましては、学校の中に例えば交流するスペースや学習するスペースを用意しておいて、子どもたちにとって居心地のよい場をつくっていくということが1つ考えられます。そして、ソフト面につきましては、学校の施設等を活用して、さまざまな人たちが連携、協力し、まさに地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを支援していく。これは既に公民分館や青少年健全育成会等、さまざまな団体でも取り組んでおられるところですが、それぞれの団体がそれぞれに取り組むということではなく、皆が連携、協力し合いながら取り組んでいくということも考えられると思います。

それから3点目、（仮称）南部コラボセンター、これは南部地域で公共施設の再編だけでなく、地域の活性化等をめざして今取り組みを進めておられるところですが、その（仮称）南部コラボセンターとの連携を図ることで子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで取り組んでいける環境づくりを推し進める、ハード面ではそういった形で検討しております。そして、ソフト面につきましては、先ほど申し上げた厳しい状況に置かれている子どもたちや保護者の方々に対して、教職員だけではなく、専門的な知識、ノウハウを持つ福祉系職員や関係機関等と連携して、取り組みを進めていくことができる体制を構築していきたいと考えております。このソフト、ハード両面で庄内地域の教育から

変えていくということに取り組んでいきたいと思っております、本日のところは、この考え方についてお示しし、皆様のご意見を伺いながら、また検討を深めていきたいというふうに考えております。時間のない中で長い説明になりましたが、よろしくお願ひします。

会長 お約束の時間を超えてますが、多分予想では次回は今のところが焦点になるかなと思っておりますので、今の時点でどうしても確認とかご質問があればお聞きしたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。I委員、いかがでしょうか。

I委員 今はまだ状況が正直把握できていないというのが私個人の現状でして、今回の会議の流れを聞かせていただいた上で、次回に臨ませていただければと思っておりますので、今回は皆様のご意見を聞かせていただければと思います。

会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 以上で議事は終了したいと思います。その他については事務局のほうでお願いしたいと思います。

審議会事務局 本日は慎重にご議論いただいた上でご同意いただきましてありがとうございます。東泉丘小学校等の課題解消に向けた通学区域の変更につきましては、本日いただきました答申を踏まえまして、速やかに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、次第の4.その他ということで、参考資料としてお手元にご用意させていただいておりますA4・1枚ものの資料、「学校教育法等の一部を改正する法律案の概要」をご覧ください。これは、義務教育学校という新しい学校種が学校教育法の第1条に位置づけられて、義務教育9年間を見通して、指導区分の工夫やカリキュラムの工夫ができるようになる、そういった新しい制度が平成28年4月から施行されるということになります。今後、南部地区、庄内地域における「魅力ある学校」づくりとも関連する情報ということで、あえて入れさせていただきました。

そのほか、教育委員会のほうで取りまとめております冊子、これも今後の検討の参考にしていただきたいということで、今回開催時期が遅くなりましたので、「平成27年度教育行政方針」から、平成26年度、前年度の「教育に関する事務の点検及び評価報告書」まで幅広くお渡しするような形になってしまいましたが、参考にご覧いただければと思います。

最後になりましたけれども、次回の審議会でございますが、今の予定では12月ごろに開催できればと考えております。日程調整につきましては、後日改めてご連絡させていただきます。

事務局からは以上です。

会長 それでは、特になければ、これで閉会としたいと思います。どうもありがとうございます。